

野々市市こども計画策定支援業務 仕様書

1 委託業務名

野々市市こども計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、こども基本法第10条第2講に基づく「（仮称）野々市市こども計画」（以下、「こども計画」という。）を策定するにあたり、基礎的な地域データ及び資料の整理・集計・分析をするほか、こども計画に係るニーズや生活実態等の調査を行い、調査の集計・分析結果をとりまとめ、調査報告書を作成するほか、計画策定の支援等を実施することを目的とする。

4 子ども計画の位置づけ

こども計画は次のものに位置づける。また、国が策定した「こども大綱」を勘案するとともに、こども基本法第11条に規定する「こども等の意見の反映」を行う。

- (1) こども基本法第10条に規定する「市町村こども計画」
- (2) 子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村次世代育成支援行動計画」
- (4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策計画」
- (5) 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」

5 委託の内容

(1) 現状把握作業

市が提供する資料及び関係データ等により、現状と課題整理を行い、計画策定の基礎資料とするため、既存資料（統計資料、行政資料等）を整理分析する。

(2) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、市民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、アンケート調査を行い、調査の集計、分析結果等を取りまとめる。

ア 調査票の設計

調査票は、市民のニーズの把握及び経年変化等を確認するため、国の基本方針やモデル調査票案を基に野々市市独自の設問を加え、現在の課題や社会的変化などを踏まえて新たに設計する。内容については、野々市市子ども・子育て会議の議論を踏まえ決定するが、受託者は調査票案設計に当たっての助言・アドバイス、情報提供、素案の提案などを行う。

イ 調査対象者数

(ア) 子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート

市内在住の就学前児童保護者 1,000 人、小学生保護者 1,000 人

(イ) 子どもの貧困対策計画に関するアンケート

市内在住の小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者 各 500 世帯 計2,000人

(ウ) 子ども・若者計画に関するアンケート

高校生・市内在住の 18歳～39 歳 1,000 人

ウ 調査方法

保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高校等を通じて調査協力依頼チラシを配布及び一部郵送することにより行う。（調査協力依頼チラシの印刷、発送は市で行う。）

調査対象者の内、前記イー（ア）及びイー（イ）は保育所等の施設を經由してQRコードを使用したWEB調査を想定。また、前記イー（ウ）は無作為抽出した対象者へ調査チラシを郵送してQRコードを使用したWEB調査を想定。

なお、全ての調査対象をWEB回答とするため、用紙による調査票の印刷及び回収は行わない。

回答率は、40%程度を想定

エ 調査期間

令和6年6月中旬から7月初旬を予定

オ 集計・分析・報告書の作成

受託者は、市が提供するロゴフォームのデータを加工し、単純集計及びクロス集計などを行い、分析のコメントも併せて調査結果の作成を行う。報告書は、グラフや表などを用いて分かりやすくまとめる。

(3) 前期計画評価

関連各課へのヒアリングシートを作成し、前期計画の評価・施策課題・ニーズの把握分析を行う。

(4) 需要量の推計・目標量の設定

調査結果等を基に、各種事業の需要量の見込みを推計する(児童人口推計を含む)。また、推計結果に野々市市の資料などから把握するサービス提供状況や見込み量、野々市市の施策意向、野々市市子ども・子育て会議の経過などを加味し、計画における各種事業の目標量等を設定する。

(5) 子ども・子育て会議支援（3回）

子ども・子育て会議の開催にあたり、事前打合せ、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。会議では、担当者が適宜オブザーバーとして出席（オンラインによる参加も可）し、必要な対応を行うとともに、結果をその後の作業に反映させる。

(6) こども計画策定支援

国及び県の動向、野々市市の他の計画等との整合性を図り、子ども・子育て会議や市が行う子ども意見聴取会議等の意見を踏まえ、骨子・素案を作成し、野々市市こども計画を策定する。

また、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(7) パブリックコメント実施への支援

こども計画に関して実施するパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

6 事業実施に係る情報提供等

専門的知識及び経験に基づき、助言・支援を行う。また、事業全体の実施にかかわる国、県内

外の自治体等の情報収集を行い提供する。

7 打合せ等

業務履行の課程において、野々市市又は受託者が必要と認める場合には適宜打合せを行う。

8 成果品

(1) ニーズ調査等報告書（電子データ）

(2) 野々市市こども計画

- ・ A4判、120頁程度、データ納品
- ・ デザイン、レイアウト編集、校正含む

(3) 電子データ

- ・ 電子データ(Word・Excel型式)一式をCD-ROMなどの電子媒体に記録し納品する。

9 その他

(1) 事業内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

(2) 業務遂行にあたっては野々市市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

(3) 成果品に係る所有権及び著作権は野々市市に帰属するものとする。

(4) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする（オンラインでも可）。

(5) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに双方協議のうえ処理するものとする。